

役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真昌会（以下「法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬に関する事項を定める。

(理事会並びに評議員会への出席報酬)

第2条 役員が理事会及び評議員会に出席したとき、並びに評議員が評議員会に出席したとき、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。尚、同日開催の場合は重複して支払わないこととする。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

(理事の報酬)

第3条 理事長が、理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する介護事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 4 この法人の全理事の報酬総額は、年間1千万円以内とする。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 監事が法人監査指導を行った場合は、別表2の監事監査指導報酬等により報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

(出張旅費)

第5条 役員並びに評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

- 2 交通費等の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬の支給方法等)

第6条 報酬及び実費弁償費は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(適用除外)

第8条 事業の職員を兼務する役員には、この規程は適用しない。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならぬ。

附 則

この規程は、令和6年6月22日から施行する。ただし、法改正が行われた第1回評議員会が開催された平成29年6月27日に遡及して適用する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事会並びに評議員 会出席報酬等	5,000円	5,000円

別表 2 (第 3 条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等 (1日当り)	35,000円	5,000円
理事長業務報酬等 (一月に15日を超える場合は一律月額)	760,000円	10,000円
理事業務報酬等	10,000円	5,000円

別表 3 (第 4 条関係)

名称	報酬	実費弁償費
報酬及び旅費	15,000円	5,000円
監事監査指導報酬等	30,000円	5,000円